

New Relic 有料サービス契約約款

本 New Relic 有料サービス契約約款(以下「本約款」という)は、日商エレクトロニクス株式会社(以下「当社」という)が定める「New Relic サービス利用規約(以下「利用規約」という)に基づき利用登録したお客様(以下「サービス利用者」という)が、当該サービス(以下「本サービス」という)のうち有料プランをご利用される際に適用されます。

ただし、サービス利用者が当社と個別の契約を締結する場合、本約款と当該契約の定めに記載された内容が抵触するときは、当該契約の定めの内容を優先するものとします。

第 1 条 (契約申込および成立)

有料プランの契約にあたり、サービス利用者は、「New Relic 有料サービス利用申込書」により、希望する有料プランの申込内容を当社へ通知することとします。当社からの「New Relic 有料サービス利用申込書」による受諾通知をもって、サービス利用者は本約款に同意し、本約款に定める利用料金が発生すること、および発生した利用料金の支払い義務を負うこととなります。

2 次の各号の何れかに該当する場合は、当社は有料プランの契約申込を受諾せず、既に契約申込が受諾されたサービス利用者については、有料プランの一部および全部の利用制限を行うことがあります。また、それによりサービス利用者が当社に支払った利用料金は返金されぬものとし、サービス利用者または第三者が被った損害に関しても、当社は一切の責任を負いません。

- ① サービス利用者が債務の履行について遅滞が生じる恐れがあると当社が判断した場合
- ② サービス利用者の申込内容に虚偽があった場合
- ③ サービス利用者から利用料金を期日までにお支払いいただけない場合
- ④ 申込内容に変更が生じた際に、サービス利用者自身が登録変更を行わなかった場合
- ⑤ サービス利用者が本約款に違反した場合
- ⑥ その他サービス利用者による本サービスの有料プランの利用を当社が不適切だと判断した場合

第 2 条 (契約期間)

本サービスを利用するにあたり、有料プランをご利用いただく期間(以下「契約期間」という)は、契約申込を当社が受諾した日から 12 ヶ月後の月末日までとします。ただし、サービス利用者から契約期間満了日までに第 5 条に定める契約解除の申し出がない限り、本契約期間は、さらに 1 年間同一条件(ただし、第 3 条第 9 項により価格改定がある場合は、変更後の利用料金が適用されます)で更新されるものとし、以後も同様とします。

第 3 条 (プランおよび利用料金)

当社から提供可能な有料プランおよび課金基準は、以下のとおりです。

(1) New Relic APM Pro

リザーブドサブスクリプション料金：監視対象同時ホスト OS ごとに 16,000 円/月

オンデマンドサブスクリプション料金：監視対象同時ホスト OS ごとに 800 円/日

(2)New Relic Infrastructure Pro :

リザーブドサブスクリプション料金：監視対象同時ホスト OS ごとに 1,400 円/月

オンデマンドサブスクリプション料金：監視対象同時ホスト OS ごとに 70 円/日

- 2 リザーブドサブスクリプションおよびオンデマンドサブスクリプション共に、監視対象となる個々のホストや設定するエージェントの総数ではなく、同時監視対象ホスト数に応じた利用料金が発生します。
- 3 お申込みいただく New Relic APM Pro および New Relic Infrastructure Pro のサブスクリプション数は同数である必要はなく、またどちらか単独でもご契約いただけます。
- 4 サービス利用者の利用する監視対象ホスト数がリザーブドサブスクリプションの契約枠を越えた場合は、超過ホスト数に対してオンデマンドサブスクリプション料金が自動適用されます。
- 5 課金開始日は、有料プランの利用申し込みを当社が受諾した日の翌月 1 日とし、契約月はリザーブドサブスクリプションおよびオンデマンドサブスクリプション共に無料でご使用いただけます。
- 6 課金に伴う基準時刻は、グリニッジ標準時刻（日本時間午前 9 時）となります。
- 7 リザーブドサブスクリプションの利用については、サービス利用者が希望する監視対象ホスト数に応じた利用料金に課金開始日から契約満了日までの月数を乗じた年間料金をお支払いいただきます。
- 8 オンデマンドサブスクリプションは、リザーブドサブスクリプションの契約枠を越えた超過利用ホスト数に応じた利用料金を月毎に集計した月間料金をお支払いいただきます。
- 9 為替の変動等により、リザーブドサブスクリプションの利用申し込み、途中追加、更新、再契約時の料金およびオンデマンドサブスクリプションの料金が改定される場合があります。料金改定時までに契約済みのリザーブドサブスクリプションに関しては、料金改定に伴う料金の返金および追加請求は行いません。

第 4 条（プランおよびサブスクリプションの追加、部分解除）

契約期間内において、有料プランを追加および部分解除することができます。サービス利用者からの追加申し込みを当社が受諾した日から追加プランが適用され、プランの追加月は無料でご使用いただけます。その課金開始日は、追加申し込みを当社が受諾した日の翌月 1 日となり、希望する監視対象ホスト数に応じた利用料金に当該開始日から契約満了日までの月数を乗じた料金を一括でお支払いいただきます。有料プランの部分解除をお申し込みの場合、解除の申し込みを当社が受諾した日の翌月 1 日に当該プランの解除が適用され、利用料金の返金は一切行いません。

2 契約期間内において、使用中の有料プランへのリザーブドサブスクリプションの監視対象ホスト数の追加および削減が可能です。追加および削減の申し込みを当社が受諾した日の翌月 1 日から適用され、希望する追加監視対象ホスト数に応じた利用料金に当該期日から契約満了日までの月数を乗じた料金を一括でお支払いいただきます。監視対象ホスト数の削減に伴う利用料金の返金は一切行いません。

第 5 条（申込みによる契約解除）

サービス利用者が全ての有料プランの利用の解除を希望する場合は、サービス利用者は書面による契約解除の申込みを当社へ通知することとします。

2 契約解除の申込みを当社が受諾した日の翌月 1 日に本契約は解除されるものとします。

3 契約の即時解除はできず、本契約の解除に伴う利用料金の返金は一切しないものとし、サービス利用者

に未払いの利用料金がある場合、当社はその利用料金を一括して請求するものとします。

4 本契約の解除に伴い、当該サービスには LITE（無料）プランが適用され、利用規約に基づき本サービスは継続してご利用いただけます。

5 サービス利用者が、利用規約の利用登録解除を申し出る場合、本契約の解除は、サービス利用者からの利用登録解除の申し出を当社が受諾した日の属する月の末日になされるものとします。

第 6 条（技術サポート）

本サービスのうち有料プランをご利用のサービス利用者は、当該サービスの利用にあたり、別途、当社が定める New Relic 技術サポート仕様書に基づくサービスが適用されます。

第 7 条（支払条件等）

本サービスのうち有料プランの利用料金は、請求書払い（銀行振込）となります。

2 リザーブドサブスクリプションは、新規利用申し込みもしくは追加申し込みを当社が受諾した日または契約更新、再契約をした日の当月に当社からご請求後、請求月の翌月末日までのお支払いとなります。

3 オンデマンドサブスクリプションは、サービス利用日の翌月に当社からご請求後、請求月の翌月末日までのお支払いとなります。

4 サービス利用者から利用料金を期日までにお支払いいただけない場合、当社の判断により有料プランから LITE（無料）プランに変更させていただくことがあります。また、サービス利用者からオンデマンドサブスクリプションの料金を期日までにお支払いいただけない場合でも、当社はリザーブドサブスクリプションも含め LITE（無料）プランに変更させていただきます。当該措置は本約款または利用規約の不履行に該当しないこととし、これに伴う損害の賠償および利用料金の返金は一切いたしません。

第 8 条（即時解除等）

当社は、サービス利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知・催告をすることなく、直ちに本約款の全部または一部を解除できるものとし、サービス利用者は、本約款に基づく一切の債務について、当然に期限の利益を喪失し、未払いの利用料金を含む債務をただちにお支払いいただくものとします。なお、本条による解除は、サービス利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

① 差押、仮差押、仮処分、競売の申立てまたは租税公課の滞納督促もしくは、滞納による保全差押を受けたとき(但し、第三債務者として差押または仮差押を受けた場合を除く)。

② 支払停止があったとき、または破産、民事再生、会社更生、特別清算の手続開始の申立てをし、またはこれを受けたとき。

③ 手形交換所から不渡り報告または取引停止処分を受けたとき。

④ 財産状態が著しく悪化するなど、本約款の履行が困難であると認められるとき。

⑤ 本約款および利用規約に定める規約に違反する行為で、当社の業務の遂行に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社が前項または法定解除等の規定により本約款の全部または一部を解除した場合は、サービス利用者に損害が生じても、当社はこれを一切賠償いたしません。

第 9 条 (通知義務)

サービス利用者に次の各号に該当する事由が生じたときは、サービス利用者は、事前にまたは事後直ちに当社に通知しなければなりません。

- ①住所、商号、代表者の変更
- ②合併、会社分割、解散または組織変更
- ③事業の全部または一部の譲渡、譲受け、賃貸借、経営委任
- ④資本金または準備金の額の減少
- ⑤その他サービス利用者の経営状態または資産状態に影響を及ぼすおそれのある事由

2 前項の通知を怠ったときは、当社からサービス利用者になされた通知または書類は、通常到達すべき時にサービス利用者に到達したものとみなされるとともに、当社に損害が生じた場合は、サービス利用者はその全損害額を賠償しなければなりません。

第 10 条 (約款およびサービス内容の変更等)

本約款の変更は、当社の NewRelic サイトへの変更の告知をもって直ちに発効するものとします。当該変更後も本サービスへのアクセスおよび利用を続けることにより、サービス利用者は変更後の本約款に従うことに同意したものとみなします。

本サービスの有料プランの内容は、将来予告なく変更、追加、削除することがあります。

第 11 条 (合意管轄)

本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 12 条 (協議)

本約款に定めなき事項または本約款の履行につき疑義が生じた場合は、誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとします。

以 上